

PART 774  
THE COMMERCE CONTROL LIST  
商務省規制品リスト

| Sec.   |   | Page |
|--------|---|------|
| 774. 1 | <a href="#">序論</a> -----  | 1    |
| 774. 2 | [RESERVED]  |      |
| 付則 1   | <a href="#">商務省規制品リスト</a>   |      |
| 付則 2   | <a href="#">GENERAL TECHNOLOGY AND SOFTWARE NOTE<br/>(一般技術注釈及び一般ソフトウェア注釈)</a> |      |
| 付則 3   | <a href="#">了解声明</a>  |      |
| 付則 4   | <a href="#">商務省規制品リストレビュー手順</a>   |      |
| 付則 5   | <a href="#">ECCN 0A521、0B521、0C521、0D521及び0E521に番号分類される品目</a>                 |      |
| 付則 6   | <a href="#">機微な品目リスト</a>  |      |
| 付則 7   | <a href="#">極めて機微な品目リスト</a>   |      |

**PART 774 (第774章) 商務省規制品リスト****§ 774.1 序論****(a) 規制リストの範囲**

本章において、EAR というときは、15 CFR chapter VII、subchapter C をいう。産業安全保障局(BIS)は、BIS の管轄下にある“品目”(すなわち、“貨物”、“ソフトウェア”、及び“技術”)を含む商務省規制品リスト(CCL)を維持している。CCL には、米国政府の他の省庁や機関により独自に輸出を規制している品目を含まない、しかし、例えば、他の機関が関連する品目の規制を管理している場合、CCL 中のエントリーに、これらの規制の参照を載せている。それに加えて、EAR の対象ではあるが、CCL で指定されていない品目は、指示記号“EAR99”で識別される。“EAR の対象”となる品目について、EAR § 734.2(a)を参照のこと。EAR § 738 には、CCL の構成の説明とカントリーチャートとの関係の説明を記載している。

**(b) 他の機関の独自の管轄下にある品目に対する ECCN の相互参照**

(1) 2013 年 10 月 15 日以前、CCL には、特定の ECCN (原子力規制委員会により施行される輸出管理規則に対象の品目への相互参照としてのみ含まれていたもの)を収載していた。

(2) 2013 年 10 月 15 日時点で、かつて CCL にリストされていた ECCN のうち、10 CFR part 110 において原子力規制委員会の輸出許可権限の対象であったものは、0A001、0B001、0B002、0B003、0B004、0B005、0B006、0C001、0C002、0C004、0C005、0C006、0C201 及び 1C012 である。

(3) 履歴の追加事項として、以下の多国間輸出規制レジームの参照が示されている：

0C201—INFCIRC 254 Part 1, 5.3.1(b) [IAEA が原子力規制等を巡る主要な論点について発行している配布文書]

**(b) 項の注：**ECCN 0D001 と及び 0E001 は、“ITAR の対象”である (22 CFR parts 120~130 参照)。

これらの ECCN は ITAR への相互参照として CCL で保持されている、しかし、ECCN 0D001 に対する原子力規制委員会輸出許可権限 (10 CFR part 110 参照)、及び 0E001 に対するエネルギー省の輸出許可権限 (10 CFR part 810 参照)への以前の相互参照は、これら二つの ECCN の輸出許可要求事項欄の Control (s) 項から削除され、2014 年 6 月 5 日付のこれら二つの ECCN に追加された見出し注釈により一般的な管轄権の相互参照として追加された。

**(c) どこで CCL を見つけるべきか？**

CCL は、本章の付則 1 に収載されており、本章の付則 2 には、CCL に収載されたエントリーに関連する General Technology Note (一般技術注釈) 及び General Software Note (一般ソフトウェア注釈) を収載している。

**(d) CCL での引用記号の使用に関連する通則**

CCL での二重引用記号の使用は、あなたに対して CCL で使用される用語であって、§ 772 (用語の定義) で定義されるもの或いは定義が ECCN の輸出許可要求事項欄の“関連定義”項又は場合によっては注記及び Technical Notes で提示されており、かつ、その定義がその個々の ECCN に固有のものである ECCN のために使用される用語に注意を喚起する手助けとなることを意図している、この意味において、引用符は一重引用符及び二重引用符の双方において有用なものであるが、§ 772 で定義される用語を把握すること、及び引用符のついていない用語を使用している CCL で規制パラメータを調べる際に、その用語が § 772 で定義されている場合があることに注意することが望ましい順守慣行である。その用語が個々の ECCN のために定義されているか否かを判断するために、“関連定義”欄及び注釈及び Technical Notes を調べることも、有効な順守慣行である。

**(1) 二重引用符の使用**

CCL 中の用語が二重引用符を用いている場合、それは、§ 772 に定義された用語があることを意味する。しかし、二重引用符がないからといって、CCL で使用される用語が § 772 で定義されていないことを意味するものではない。CCL は § 772 で定義されている多くの用語を収載しているので、BIS の慣行として特定の主要用語に二重引用符を使用しており、また、多国間輸出規制レジームに基づくエントリー (例えば、多くのものは規制品リスト、特に二重引用符を同様に使用しているワッセナーアレンジメントに基づいている) と整合を図るために必要な場合、二重引用符を使用している。しかし、

CCL で多数の定義された用語が使用されているため及び個々の ECCN で使用されるあまりにも多くの文言に引用符をつけることにより読みやすさを妨げることを避けてほしいとの要望のため、BIS の慣行として、特定の用語（例えば、品目及び貨物）については二重引用符を追加していない。この通則は、§ 772 の用語欄の定義の中での二重引用符の使用にも適用される。

(2) 一重引用符の使用

CCL は、一重引用符の使用に関する通則も含んでいる。CCL 中の一重引用符は、個々の ECCN の文脈において定義される用語として、用語を特定するものである。この通則は、§ 772 の用語欄の定義の中での一重引用符の使用にも適用される。

(e) ケミカル・アブストラクツ・サービス (CAS) 番号により特定される化学物質

一部のケースでは化学物質は名称と CAS 番号でリストされる。そのリストは、名称と CAS 番号にかかわらず、同じ構造式の化学物質（水和物を含む）に適用される。CAS 番号は、命名法に関係なしに、特定の化学物質又は混合物を特定する際に手助けとなることが分かっている。CAS 番号は、リストされた化学製品のいくつかの形態が異なる CAS 番号を持つこと及びリストされた化学物質を含有する混合物が異なる CAS 番号を持つことから、一意的な識別名として使用することができない。

§ 774.2

[RESERVED]

付則 1 商務省規制品リスト

---

[別紙]

## 付則 2 GENERAL TECHNOLOGY AND SOFTWARE NOTE (一般技術注釈及び一般ソフトウェア注釈)

## 1. General Technology Note (一般技術注釈)

商務省規制品リストにある品目の“開発”、“製造”又は“使用”のために“必要”な“技術”の輸出については、各カテゴリーの条項に従って規制される。規制されている製品の“開発”、“製造”又は“使用”のために“必要”な“技術”は、たとえそれが低レベルで規制されている製品に適用される場合であっても、規制されることには変わりはない。許可例外 TSU は、許可例外が適用できる製品又は輸出許可により輸出された製品の設置、操作、保守（点検）及び修理のために必要最小限の“技術”に適用できる。

**注意：**1E002. e、1E002. f、8E002. a 又は 8E002. b で規制される修理“技術”の許可例外に基づく提供については許可しない。

**注意：**‘必要最小限’は、“開発”又は“製造”技術を除くものとし、当該製品の安全で効率的な使用のために“必要”な範囲に限って、“使用”技術を容認するものである。個々の ECCN において、さらに“必要最小限”の情報の輸出を制限する場合がある。

## 2. General Software Note (一般ソフトウェア注釈)

許可例外 TSU (マスマーケットソフトウェア) (EAR § 740.13 参照) は、次のいずれかに該当する“ソフトウェア”の提供について、すべての仕向地 (EAR § 740 付則 1 のカントリーグループ E:1 国を除く) に対して適用できる：

1. 以下の状況により一般市民に対し広く入手可能であるもの：

a. 以下のいずれかの方法により、何ら制限されず小売店の在庫から販売されること：

1. 店頭取引；
2. 郵便による注文取引；
3. 電子取引；又は
4. 電話による取引；及び

b. 供給者による更なる実質的な支援なしに、使用者によりインストールができるように設計されていること。

## 2. [RESERVED]

“一般に入手可能な技術及びソフトウェア”については、§ 734.3(b)(3)を参照のこと。

3. 輸出が承認された品目の設置、操作、保守（点検）及び修理のための必要最小限の“オブジェクトコード”。

**注：**必要最小限の“オブジェクトコード”とは、品目の性能を強化若しくは改良したり、新たなフィーチャー若しくは機能を与えるものではない。

**注：**一般ソフトウェア注釈は、カテゴリー5-パート 2 (“情報セキュリティ”) で規制される“ソフトウェア”には適用されない。カテゴリー5-パート 2 で規制される“ソフトウェア”については、§ 774 付則 1、カテゴリー5、パート 2 の Note 3 (暗号注釈) を参照のこと。

## 3. GENERAL “INFORMATION SECURITY” NOTE (一般“情報セキュリティ”注釈)

“情報セキュリティ”品目又は機能は、たとえ他の品目の部分品、“ソフトウェア”又は機能であっても、カテゴリー5 パート 2 の条項に対して検討されるものとする。

## 付則 3 了解声明

## (a) 了解声明—医療機器

‘医療の最終用途のために特別に設計した’貨物であって、商務省規制品リスト（EAR § 774 付則 1）に掲げる貨物又はソフトウェアを‘組み込んでいる’もののうち、核不拡散(NP)、ミサイル技術(MT)又は化学生物兵器(CB)の規制理由を持たないものは、分類番号 EAR99 で指定される（即ち、商務省規制品リストのそれ以外のエントリーでは指定されていない）。

## (a) 項の注釈：

- (1) ‘医療の最終用途のために特別に設計されたもの’とは、治療又は臨床医学のために設計されたものを意味する（医学研究は含まない）。
- (2) 貨物又はソフトウェアが以下に該当する場合、その貨物又はソフトウェアは“組み込まれている”とみなされる：  
医療機器の機能に不可欠であるもの；  
通例において医療機器の販売に含まれるもの；並びに  
医療機器に搭載して輸出又は再輸出されるもの。
- (3) EAR § 734.3(b)(3)に沿って一般に入手可能となったソフトウェアを除いて、‘医療の最終用途のために特別に設計された’貨物及びソフトウェアは、EARの対象に変わりはない。
- (4) 商務省規制品リストに掲げられた EAR 対象品目を組み込んだその他の種類の機器については、§ 770.2(b)の解釈2も参照のこと。
- (5) 医療機器に使用されるコンピュータについては、ECCN 4A003 Note2 の“主要な要素”の基準も参照のこと。
- (6) 医療の最終用途のために特別に設計された貨物及びソフトウェアであって、EARの対象となる暗号又はその他の“情報セキュリティ”品目を組み込んだものに関しては、本章の付則2の第3節（一般“情報セキュリティ”注釈）も参照のこと。

## (b) 了解声明—ソースコード

国家安全保障規制品目でいうところの“ソースコード”品目は、当該“ソースコード”品目が明確に規制されていない場合を除いて、“ソフトウェア”規制、又は“ソフトウェア”及び“技術”規制のいずれかで規制される。

## (c) カテゴリー5 パート2 注4

## 了解声明

改正前において 5A002 の注(b)、(c)及び(h)で定められていたすべての品目は、今はカテゴリー5—パート2の注4により定められている。5A002の注(h)は、2010年6月25日以前において、以下のものについては5A002で規制されないと定められていた：

- h. 可搬型又は移動型の無線電話機及び同様のクライアント無線機器のサービスのために特別に設計した装置であって、暗号注釈（カテゴリー5、パート2のNote 3）のすべての条項に合致するもののうち、そのサービス装置が次のすべてに該当するもの：
  1. サービス装置の暗号機能が、その装置の利用者によって容易に変更できないこと；
  2. サービス装置が、インストールのために、供給者による更なる実質的な支援が不要であるように設計されていること；並びに
  3. サービス装置が、サービスされている機器の暗号機能を変更することができないこと。

## 了解声明—中古品

商務省規制品リストの仕様は、新品又は中古品に対して等しく適用される。

中古品の場合、当該品が関連する仕様を満たす能力があるか否かを判断するため、産業安全保障局による評価が行われる場合がある。

## 付則 4 一 商務省規制品リストレビュー手順

(a) EAR § 734.3 で記述されるように、EAR は、“EAR 対象”品目（例えば、他の機関の単独の管轄下でない品目）のみを管理しています。従って、たとえば、ある品目が国際武器取引規則 (ITAR) (22 CFR § 120 から § 130) の米国軍需品リスト (USML) (22 CFR Part 121) (そのキャッチオール項の一つを含む) に記載されている場合、その品目は ITAR の対象となる“防衛物品”であり、CCL が当該品目を記載しているか否かに関して CCL をチェックする必要はありません。22 CFR § 120.6 を参照しなさい (“防衛物品とは、ITAR の § 121.1 で指定される品目又は技術資料をいう。§ 120.3 で定められる政策が、新たな品目の指定に適用される”)。ある品目が USML に記載されていないで、別途“EAR の対象”である場合、次に、どこでその品目が CCL により対象とされるかについて判定する以下の各ステップに取り組みなさい。或いはその品目が CCL により対象とされない場合、EAR99 に指定されます。

## (1) ステップ 1

CCL に対して“EAR の対象”となる品目を番号分類するため、その品目の全般的な特性をチェックしなさい。通常、これによって、あなたを CCL 上の適切なカテゴリー (0 から 9) に導きます。

## (2) ステップ 2

一旦 CCL の適切な可能性のあるカテゴリーが特定されたなら、CCL の一つ又は複数のカテゴリーの中でどの製品グループ (すなわち、A、B、C、D 又は E) が、その品目にあてはまるかを判定しなさい。

## (3) ステップ 3

“600 シリーズ”は、かつて ITAR の対象であった軍用品目を記述するものです。9x515 の ECCN は、かつて USML のカテゴリー XV のもとに ITAR の対象であった“宇宙船”、関連品目、及び若干の放射線照射に耐えられるように設計したマイクロエレクトロニクス回路を規定しています。まさに ITAR が事実上 EAR に勝るように、9x515 の ECCN 又は“600 シリーズ”の ECCN に記述される品目は CCL に掲げる他の ECCN に勝る。従って、“EAR 対象”の品目の番号分類分析の実施における次のステップは、その品目が、“キャッチオール”項 (例えば、“.x”項 (その ECCN 又は対応する USML の項に掲げる品目のために“特別に設計された”不特定の“部品”及び“部分品”を規制する) 以外の 9x515 の ECCN 又は“600 シリーズ”の ECCN に記述されているか否かについて判定することです。もし記述されているなら、その品目は、たとえ他の ECCN でも規定されようとも、9x515 の ECCN 又は“600 シリーズ”の ECCN の項に番号分類されます。

## (4) ステップ 4

その品目が 9x515 の ECCN 又は“600 シリーズ”の ECCN に記載されていないなら、次に、その品目が 9x515 の ECCN 又は“600 シリーズ”のキャッチオール項 (すなわち、上記の ECCN 又は対応する USML 項に掲げる品目のために“特別に設計された”不特定の“部品”、“部分品”、“付属品”及び“アタッチメント”を規制するもの) に番号分類されるか否かを判定しなさい。そのような品目は、通常、9x515 の ECCN 又は“600 シリーズ”の ECCN の“.x”項に入ります。

## (i) ステップ 4. a

その品目が、EAR § 772.1 にある定義“特別に設計された”の (a) (1) 又は (a) (2) 項のいずれかの基準を満たすか否かについて判定しなさい。(これらは、非公式に“キャッチ”項として知られています。) もし当てはまらなければ、その品目は“特別に設計された”の control [規制] パラメータを含む ECCN 項の適用範囲内に入りません。ステップ 5 に飛びなさい。

## (ii) ステップ 4. b

その品目が、“特別に設計された”の定義の (a) (1) 又は (a) (2) 項のいずれかの基準を満たす場合、次に、“特別に設計された”の定義の (b) 項のいずれかの条項が適用されるか否かについて判定しなさい。

(これらは、非公式に“除外”項として知られています。) もし適用される場合、その品目は“特別に設計された”の control [規制] パラメータを含む ECCN 項の適用範囲内に入りません。

**(a) (4) 項の注:** ステップ 4. a とステップ 4. b における“control” [規制] という用語で強調すべきことは、慎重にということです。いくつかの ECCN は、規制解除のパラメータとして“特別に設計された”を用いています。ある品目が、“特別に設計された”の定義の (a) (1) 項又は (a) (2) 項のいずれかのサブパラグラフの範囲に入るので、特定の ECCN に番号分類されない場合、その定義の (b) 項のいずれかの構成要素がその品目に適用されるか否かについて分析する必要はありません。“特別に設計された”の定義の計された”の定義の (b) 項における“release” [除外] 項をチェックすることだけが必要となります。

## 付則 4 一 商務省規制品リストレビュー手順

(a) 項が、“特別に設計された”の用語を用いている ECCN の”control”[規制]項にある場合、“特別に設計された”の定義の(b)項における’’release’’ [除外]項をチェックすることだけが必要となります。

## (5) ステップ 5

品目が“600 シリーズ”又は 9x515 の ECCN に番号分類されないなら、次に、その製品グループの他のいずれかの ECCN がその品目を記述しているか否かについて判定するため、製品グループの最初から各 ECCN を分析しなさい。いずれかの ECCN が“特別に設計された”の用語を用いているなら、(a) (4) (i) 及び (a) (4) (ii) 項のそれぞれにおいて、上記のステップ 4. a 及びステップ 4. b を参照しなさい。品目がこれらの ECCN のうちの 1 つで記述されているなら、その品目はその ECCN に番号分類されます。

## (6) ステップ 6

品目が CCL のそのカテゴリーのどの ECCN にも記述されていないなら、その品目は EAR99 に指定されます。EAR99 は、禁止されている又は制限されている最終需要者、最終用途又は仕向地に予定されている場合、輸出許可を必要とする場合があります。CCL で課されるもの以外の輸出許可要求事項については、§ 732.3 「10 の一般禁止事項に関する手順」の (g) から (n) 項、又は EAR § 736 の一般禁止校 4 から 10 を参照しなさい。

## (b) [Reserved]



付則 5 — ECCN 0A521、0B521、0C521、0D521 及び 0E521 に番号分類される品目

次の表は、CCL の他のエントリーではリストされていないが、品目が少なくとも米国にとって重大な軍事上若しくは諜報上のアドバンテージを与える理由で或いは外交方針の理由により輸出規制又は再輸出規制が正当化されると、商務省が国防総省及び国務省との協力をうけて特定した EAR 対象品目をリストするものである。

|   |   |   |               |
|---|---|---|---------------|
| 品目の記述子<br>注意：この説明は、必ずしも企業に特有のものである必要はない形式番号又はより広い記述子に整合していなければならない。 | 最初又はそれ以降の BIS による番号分類の日付<br>(ID=最初の日付：SD=それ以降の日付) | 品目が EAR99 に指定された日付(ただし、他の ECCN に再分類された場合、又は 0Y521 の番号分類が再発行される場合を除く)。 | 品目固有の許可例外の適格性 |
|---|---|---|---------------|

0A521. システム、装置及び部分品

|                  |            |            |            |
|------------------|------------|------------|------------|
| No. 1 [RESERVED] | [RESERVED] | [RESERVED] | [RESERVED] |
|------------------|------------|------------|------------|

0B521 試験用、検査用及び製造用装置

|            |
|------------|
| [RESERVED] |
|------------|

0C521 材料

|            |
|------------|
| [RESERVED] |
|------------|

0D521 ソフトウェア

|   |                       |                       |  |
|---|-----------------------|-----------------------|--|
| <del>No. 1 [Reserved]</del>   | <del>[Reserved]</del> | <del>[Reserved]</del> | <del>[Reserved]</del>                        |
| <del>No. 2 [Reserved]</del>   | <del>[Reserved]</del> | <del>[Reserved]</del> | <del>[Reserved]</del>                        |
| <del>No. 3 :-<br/>0E521 の No. 2 で規制される“技術”の“開発”のために“特別に設計”又は改造された“ソフトウェア”</del> | <del>2014年7月1日</del>  | <del>2014年7月1日</del>  | <del>§ 740.11(b)(2)(ii)に基づく許可例外 GOVのみ。</del> |

|  |                |   |                               |
|--|----------------|---|-------------------------------|
| No. 1<br>地理空間画像 [Geospatial imagery] 及び点群 [point clouds] の解析を自動化するように深層畳み込みニューラルネットワークに学習させるために特別に設計した地理空間画像用の“ソフトウェア”であって、次のすべてに該当するもの：<br>1. 関心のある対象物の正サンプルと負のサンプルを抽出するために地理空間画像及び点群内から、使用者が目標物(例えば、車両、住宅等)を特定することを可能にするグラフィカル・ユーザー・インターフェースを提供すること；<br>2. 正サンプルでのスケール、色、及び回転成文の正規化の実施により画素変動を減少させること； | 2020年1月6日 (ID) | <del>2021年1月6日</del><br><del>2022年1月6日</del><br>2023年1月6日 | 許可例外 ( § 740.11(b)(2)(ii)に限る) |
|--|----------------|---|-------------------------------|

|   |  |  |  |
|---|--|--|--|
| <p>3. 正サンプルと負のサンプルから関心のある対象を検知するために深層畳み込みニューラルネットワークに学習させること；及び</p> <p>4. 学習された深層畳み込みニューラルネットワークを使用して、地理空間画像内の対象物の回転パターンを持つ正サンプルと、特定の回転パターンを照合することにより地理空間画像内の対象物を特定すること。</p> <p><b>Technical Note:</b><br/>                 点群とは、与えられた座標系により定義されるデータポイントの集合である。<br/>                 点群 (point cloud) は、数値表層モデル (DSM : Digital Surface Model) とも呼ばれる。</p> |  |  |  |
|---|--|--|--|

0E521 技術

|   |            |            |            |
|---|------------|------------|------------|
| No. 1 [RESERVED]  | [RESERVED] | [RESERVED] | [RESERVED] |
| No. 2<br>ガスタービンエンジンを動力とする航空機のために特別に設計された翼折りたたみシステムの“開発”のために“必要な”技術” | 2014年7月1日  | 2014年7月1日  | 許可例外 GOV   |
| No. 3 [RESERVED]  | [RESERVED] | [RESERVED] | [RESERVED] |
| No. 4 [RESERVED]  | [RESERVED] | [RESERVED] | [RESERVED] |
| No. 5 [RESERVED]  | [RESERVED] | [RESERVED] | [RESERVED] |

## 付則 6 — 機微な品目リスト

**付則 6 の注：**このリスト上の品目がワッセナーアレンジメントの番号付けではなく、ECCN によって特定されているが、品目の記述はワッセナーアレンジメントの機微な品目リストから直接抽出されている。下記でテキストが ECCN を伴っている場合、その極めて機微な品目リストは特定の ECCN に番号分類される品目の一部に限られるか、異なるパラメータを有している。

## (1) カテゴリー1

- (i) 1A002. a. 1—1C010. c 若しくは 1C010. d で指定される“繊維”を用いて製造した成形品であって、有機物を“マトリックス”とするもの。
- (ii) 1C001
- (iii) 1C007. c
- (iv) 1C010. c 及び . d
- (v) 1C012
- (vi) 1D002—1A002. a. 1、1C001、1C007. c、1C010. c、1C010. d、又は 1C012 で規制される有機物、金属又は炭素を“マトリックス”とする積層体又は複合材料の“開発”のための“ソフトウェア”
- (vii) 1E001—1A002、1C001、1C007. c、1C010. c、1C010. d、又は 1C012 で規制される装置又は材料の“開発”又は“製造”のための General Technology Note の対象となる“技術”
- (viii) 1E002. e 及び . f

## (2) カテゴリー2

- (i) 2D001—“ソフトウェア” (2D002 で規制されるものを除く) であって、次のいずれかに該当する装置の“開発”又は“製造”のために“特別に設計された”もの：
  - (A) 2B001. a、2B001. b. 1、又は 2B001. b. 2 で指定されるものであって、いずれか一軸以上の直線軸の“一方位置決め繰返し性”が、 $0.9\mu\text{m}$  以下の(良い)もの；
  - (B) 2B001. b. 3、2B001. d、2B001. f、又は 2B003 で指定されるもの。
- (ii) 2E001—次のいずれかに該当する装置又は“ソフトウェア”の“開発”に係る General Technology Note の対象となる“技術”：
  - (A) 2B001. a、2B001. b. 1、又は 2B001. b. 2 で指定される装置であって、いずれか一軸以上の直線軸の“一方位置決め繰返し性”が、 $0.9\mu\text{m}$  以下の(良い)もの；
  - (B) 2B001. b. 3、2B001. d、2B001. f、又は 2B003 で指定される装置。
  - (C) 本付則の 2D001 で指定される“ソフトウェア”；
- (iii) 2E002—次のいずれかに該当する装置の“製造”に係る General Technology Note の対象となる“技術”：
  - (A) 2B001. a、2B001. b. 1、又は 2B001. b. 2 で指定されるものであって、いずれか一軸以上の直線軸の“一方位置決め繰返し性”が、 $0.9\mu\text{m}$  以下の(良い)もの；
  - (B) 2B001. b. 3、2B001. d、2B001. f、又は 2B003 で指定されるもの。

## (3) カテゴリー3

- (i) 3A001. b. 2 (3A001. b. 2 で規定されるもののうち、3A001. z で規制されるものを含む) —“モノリシックマイクロ波集積回路” (“MMIC”) 増幅器であって、次のいずれかに該当するもの：
  - (A) 定格動作周波数が 2.7GHz 超 6.8GHz 以下であって、“比帯域幅” [瞬時帯域幅を中心周波数で除した値(以下、同様)] が 15% を超えるもののうち、次のいずれかに該当するもの：
    - (1) 動作周波数が 2.7GHz 超 2.9GHz 以下であって、ピーク飽和出力値が 300W (54.8dBm) を超えるもの；
    - (2) 動作周波数が 2.9GHz 超 3.2GHz 以下であって、ピーク飽和出力値が 300W (54.8dBm) を超えるもの；
    - (3) 動作周波数が 3.2GHz 超 3.7GHz 以下であって、ピーク飽和出力値が 300W (54.8dBm) を超えるもの；
 又は
    - (4) 動作周波数が 3.7GHz 超 6.8GHz 以下であって、ピーク飽和出力値が 120W (50.8dBm) を超えるもの；
  - (B) 定格動作周波数が 6.8GHz 超 12GHz 以下であって、“比帯域幅” が 10% を超えるもののうち、次のいずれかに該当するもの：

- (1) 動作周波数が 6.8GHz 超 8.5GHz 以下であって、ピーク飽和出力値が 25W (44dBm) を超えるもの；又は
- (2) 動作周波数が 8.5GHz 超 16GHz 以下であって、ピーク飽和出力値が 25W (44dBm) を超えるもの；
- (ii) 3A001. b. 3 (3A001. b. 3 で規定されるもののうち、3A001. z で規制されるものを含む) —マイクロ波用ディスプレイトランジスタであって、次のいずれかに該当するもの：
- (A) 定格動作周波数が 2.7GHz 超 6.8GHz 以下であって、次のいずれかに該当するもの：
- (1) 動作周波数が 2.7GHz 超 2.9GHz 以下以下であって、ピーク飽和出力値が 600W (57.8dBm) を超えるもの；
- (2) 動作周波数が 2.9GHz 超 3.2GHz 以下以下であって、ピーク飽和出力値が 600W (57.8 dBm) を超えるもの；
- (3) 動作周波数が 3.2GHz 超 3.7GHz 以下以下であって、ピーク飽和出力値が 600W (57.8dBm) を超えるもの；又は
- (4) 動作周波数が 3.7GHz 超 6.8GHz 以下以下であって、ピーク飽和出力値が 130W (51.2dBm) を超えるもの；
- (B) 定格動作周波数が 6.8GHz 超 12GHz 以下であって、次のいずれかに該当するもの：
- (1) 動作周波数が 6.8GHz 超 8.5GHz 以下以下であって、ピーク飽和出力値が 130W (51.2dBm) を超えるもの；
- (2) 動作周波数が 8.5GHz 超 12GHz 以下以下であって、ピーク飽和出力値が 60W (47.8dBm) を超えるもの；
- (iii) 3A002. g. 1
- (iv) 3D001—3A001. b. 2 で規制される装置、3A001. b. 3 で規制される装置、3A001. b. 2 若しくは 3A001. b. 3 で規定される装置のうち、3A001. z で規制されるもの、及び 3A002. g. 1 で規制される装置の“開発”又は“製造”のために特別に設計された“ソフトウェア”
- (v) 3E001—3A001. b. 2 で規制される装置、3A001. b. 3 で規制される装置、3A001. b. 2 若しくは 3A001. b. 3 で規定される装置のうち、3A001. z で規制されるもの、及び 3A002. g. 1 で規制される装置“開発”又は“製造”に係る General Technology Note の対象となる技術

## (4) カテゴリー4

- (i) 4A001. a. 2
- (ii) 4D001—4A001. a. 2 で規制される装置の“開発”若しくは“製造”のために特別に設計された“ソフトウェア”又は“加重最高性能”（‘APP’）が 16 実効テラ演算（WT）を超える“デジタル電子計算機”の“開発”又は“製造”のために“特別に設計された”“ソフトウェア”
- (iii) 4E001—次のいずれかに該当する装置又は“ソフトウェア”の“開発”又は“製造”に係る General Technology Note の対象となる“技術”：
- ECCN 4A001. a. 2 で規制される装置、
- ‘加重最高性能’（‘APP’）が 16 実効テラ演算（WT）を超える“デジタル電子計算機”；又は
- 本付則の 4D001 の特定の条項で規制される“ソフトウェア”

## (5) カテゴリー5—パート 1

- (i) 5A001. b. 3、. b. 5、及び h
- (ii) ~~[Reserved] 5B001. a—5A001. b. 3、b. 5、又は h で規制される装置、機能又は性能の“開発”又は“製造”のために特別に設計された装置並びにこの装置のために特別に設計された部分品又は附属品~~
- (iii) 5D001. a—5A001. b. 3、b. 5、又は h で規制される装置、機能又は性能の“開発”又は“製造”のために特別に設計された“ソフトウェア”
- (iv) [Reserved]
- (v) 5E001. a—5A001. b. 3、b. 5、又は h で規制される装置、機能若しくは性能又は本付則の 5D001 の記述で記載される“ソフトウェア”の“開発”又は“製造”に係る General Technology Note の対象となる“技術”

## (6) カテゴリー6

- (i) 6A001. a. 1. b—水中探知装置のために設計したシステム又は送受信アレーであって、次のいずれかに該当するもの：
- (A) 送信周波数が 5kHz 未満のもの又は動作周波数が 5kHz 以上 10kHz 以下であって、音圧レベル（音源から 1m の距離で音圧が  $1\mu\text{Pa}$  である場合を 0dB としたときのものをいう）が 224dB を超えるもの；
  - (B) 動作周波数が 10kHz 以上 24kHz 以下であって、音圧レベル（音源から 1m の距離で音圧が  $1\mu\text{Pa}$  である場合を 0dB としたものをいう）が 224dB を超えるもの；
  - (C) 動作周波数が 24kHz 超 30kHz 未満であって、音圧レベル（音源から 1m の距離で音圧が  $1\mu\text{Pa}$  である場合を 0dB としたものをいう）が 235dB を超えるもの；
  - (D) 動作周波数が 100kHz 未満であって、ビーム幅が 1 度未満の音響ビームを形成することができるもの；
  - (E) 明確に表示可能な距離[計測距離]が 5, 120m を超えるように設計したもの；又は
  - (F) 通常の使用において、1, 000m を超える水深での圧力に耐えるように設計したものであって、次のいずれかに該当する送受信器を有するもの：
    - (1) 水圧を動的に補正することができるもの；又は
    - (2) チタン酸ジルコン酸鉛からなる送受信素子以外の送受信素子を組み込んだもの；
- (ii) 6A001. a. 1. e
- (iii) 6A001. a. 2. a. 1、a. 2. a. 2、a. 2. a. 3、a. 2. a. 5、及び a. 2. a. 6
- (iv) 6A001. a. 2. b
- (v) 6A001. a. 2. c—えい航ハイドロホンアレーでリアルタイム用途のために特別に設計した信号処理装置であって、“使用者によるプログラムの書換えが可能なもの”のうち、時間領域又は周波数領域の処理及び相関（高速フーリエ等の変換又は処理を用いたスペクトル分析、デジタルフィルタリング及びビーム成形を含む）を行うことができるもの
- (vi) 6A001. a. 2.
- (vii) 6A001. a. 2. e
- (viii) 6A001. a. 2. f—海底用又は港湾用ケーブルシステムでリアルタイム用途のために特別に設計した信号処理装置であって、“使用者によるプログラムの書換えが可能なもの”のうち、時間領域又は周波数領域の処理及び相関（高速フーリエ等の変換又は処理を用いたスペクトル分析、デジタルフィルタリング及びビーム成形を含む）を行うことができるもの
- (ix) 6A002. a. 1. a、a. 1. b、及び a. 1. c
- (x) 6A002. a. 1. d
- (xi) 6A002. a. 2. a—イメージ増強管であって、次のすべてに該当するもの：
- (A) 400nm 超 1, 050nm 以下の波長範囲で最大感度を有するもの；
  - (B) 電子イメージの増倍機能を有するものであって、次のいずれかを用いたもの：
    - (1) 電子イメージの増倍用のマイクロチャンネルプレートであって、隣接する 2 のチャンネルのピッチ（中心間の距離）が  $12\mu\text{m}$  以下のもの；又は
    - (2) 電子検出素子であって、マイクロチャンネルプレート以外の方法で‘電荷増倍’を行うように特に設計又は改造したもののうち、隣接する 2 の画素の中心間の距離が  $500\mu\text{m}$  以下のもの；及び
  - (C) 次のいずれかに該当する光電陰極：
    - (1) 主材料にマルチアルカリ（例えば、S-20 及び S-25）を用いた光電陰極であって、ルーメン感度が 700 マイクロアンペア毎ルーメンを超えるもの；
    - (2) 主材料に砒化ガリウム又は砒化インジウムガリウムを用いた光電陰極；又は
    - (3) 主材料にその他の“Ⅲ－Ⅴ族化合物”半導体を用いた光電陰極であって、最大“放射感度”が  $10\text{mA/W}$  を超えるもの；
- (xii) 6A002. a. 2. b
- (xiii) 6A002. a. 3—以下の補注の対象となるもの：
- 注 1：6A002. a. 3 は、本付則に掲げる次の“フォーカルプレーンアレー”には適用されない：
- a. 白金シリコン(PtSi)を用いた“フォーカルプレーンアレー”であって、素子の数が 10, 000 未満のもの；
  - b. イリジウムシリコン(IrSi)を用いた“フォーカルプレーンアレー”
- 注 2：6A002. a. 3 は、本付則に掲げる次の“フォーカルプレーンアレー”には適用されない：

- a. アンチモン化インジウム (InSb) 又はセレン化鉛 (PbSe) を用いた“フォーカルプレーンアレー”であって、素子の数が 256 未満のもの；
- b. 砒化インジウム (InAs) を用いた“フォーカルプレーンアレー”；
- c. 硫化鉛 (PbS) を用いた“フォーカルプレーンアレー”；
- d. 砒化インジウムガリウム (InGaAs) を用いた“フォーカルプレーンアレー”

注 3：6A002. a. 3 は、本付則に掲げるテルル化水銀カドミウム (HgCdTe) を用いた“フォーカルプレーンアレー”であって、次のいずれかに該当するものには適用されない：

- a. ‘スキャニングアレー’であって、次のいずれかに該当するもの：
  1. 素子の数が 30 以下のもの；又は
  2. 同一検出素子内に時間遅延及び積分機能を有するものであって、素子の数が 2 以下のもの；
- b. ‘ステアリングアレー’であって、素子の数が 256 未満のもの

**Technical Notes：**

- a. ‘スキャニングアレー’は、像を生成するためにシーケンシャルな方法で情景を映す光学スキャニング装置で用いるために設計された“フォーカルプレーンアレー”をいう；
- b. ‘ステアリングアレー’は、情景を映す非スキャニング式の光学装置で用いるために設計された“フォーカルプレーンアレー”をいう。

注 6：6A002. a. 3 は、本リストに掲げる次の“フォーカルプレーンアレー”には適用されない：

- a. 砒化ガリウム (GaAs) 又は砒化アルミニウムガリウム (GaAlAs) を用いた量子井戸“フォーカルプレーンアレー”であって、素子の数が 256 未満のもの；
- b. マイクロボロメータ [微細化された熱型センサ] を使用した“フォーカルプレーンアレー”であって、素子の数が 8,000 未満のもの；

注 7：6A002. a. 3. g は、“フォーカルプレーンアレー”であって、‘電荷増倍’を行うように特別に設計又は改造したもののうち、次のいずれかに該当するものには適用されない：

- a. 要素素子を線形（一次元）に配列したものであって、要素素子の数が 4,096 以下のもの；
- b. 要素素子を非線形（二次元）に配列したものであって、次のすべてに該当するもの：
  1. すべての要素素子の数が 250,000 以下のもの；かつ
  2. 一方向の最大の要素素子の数が 4,096 以下のもの。

(xiv) 6A002. b

(xv) 6A002. c—‘直視型’のイメージング装置であって、次のいずれかを組み込んだもの：

- (A) 6A002. a. 2. a 又は 6A002. a. 2. b にリストされる特性を有するイメージ増強管；
- (B) 本付則の 6A002. a. 3 の記述でリストされる特性を有する“フォーカルプレーンアレー”；又は
- (C) 6A002. a. 1 にリストされる特性を有する固体の光検出器；

(xvi) 6A003. b. 3—本付則の 6A002. a. 2. a 又は 6A002. a. 2. b の記述にリストされる特性を有するイメージ増強管を組み込んだイメージングカメラ；

注：6A003. b. 3 は、水中での使用のために特別に設計又は改造したイメージングカメラには適用されない。

(xvii) 6A003. b. 4—“フォーカルプレーンアレー”を組み込んだイメージングカメラであって、次のいずれかに該当するもの：

- (A) 本付則の 6A002. a. 3. a から 6A002. a. 3. e の記述で指定される“フォーカルプレーンアレー”を組み込んだもの；
- (B) 本付則の 6A002. a. 3. f の記述で指定される“フォーカルプレーンアレー”を組み込んだもの；又は
- (C) 本付則の 6A002. a. 3. g の記述で指定される“フォーカルプレーンアレー”を組み込んだもの。

注 1：6A003. b. 4 で定める“イメージングカメラ”には、一旦電源が供給された場合に最低限のアナログ信号又はデジタル信号を出力することができるために、読み出し用の集積回路だけでなく、十分な“信号処理”電子回路と組み合わせられた“フォーカルプレーンアレー”を含む。

注 2：6A003. b. 4 は、同一検出素子内に時間遅延及び積分機能を有さない 12 以下の検出素子を一次元に配列した“フォーカルプレーンアレー”を組み込んだイメージングカメラであって、次のいずれかのために設計されたものについては規制しない：

- a. 産業用若しくは民生用の侵入警報装置、交通用若しくは産業用の運転制御装置若しくは計数装置；
- b. 建築物、装置又は工業プロセスにおける熱流の検査又はモニタリングに用いる産業用の装置；
- c. 材料の特性の検査、選別若しくは解析に用いる産業用の装置；
- d. 研究用に特別に設計した装置；又は
- e. 医療用装置。

注3：6A003.b.4.b.は、イメージングカメラであって、次のいずれかの特性を有するものについては規制しない：

- a. 最大フレーム速度が9Hz以下のもの；
- b. 次のすべてに該当するもの：
  - 1. 最小水平'瞬時視野(IFOB)'又は最小垂直'瞬時視野(IFOB)'が1画素当たり10ミリラジアン以上のもの；
  - 2. 焦点距離が固定されたレンズを内蔵し、取り外すように設計していないもの；
  - 3. '直視型'のディスプレイを内蔵していないもの、及び

**Technical Note:** '直視型のもの'とは、赤外線領域で動作するイメージングカメラに用いる光漏れ防止機構を内蔵した小型ディスプレイであって、目に近接して画像を観測者に表示するものをいう。

- 4. 次のいずれかに該当するもの：
  - a. 検出した視野の画像を見ることができるようにするための機能を有さないもの、又は
  - b. 単一の用途のために設計したカメラであって、使用者が改造しないように設計したもの、又は

**Technical Note:** 注3の.bで指定される'瞬時視野(IFOV)'は、'水平IFOV'又は'垂直IFOV'の小さい方の数値をいう。

'水平IFOV' = 水平視野(FOV) / 水平検出素子数

'垂直IFOV' = 垂直視野(FOV) / 垂直検出素子数。

- c. 民生用の総重量が3トン未満の乗用車に組み込むために特別に設計したカメラであって、次のすべてに該当するもの：
  - 1. 次のいずれかに組み込まれた場合にのみ作動するもの：
    - a. 本来、意図されたところの民生用の乗用車；又は
    - b. 特別に設計された保守用の認定試験装置；及び
  - 2. 本来、意図されたところの車両から取り外された場合、カメラを強制的に機能しないようにするためのアクティブな機構を組込んでいるもの。

注：必要な場合、請求に応じて、6A003.b.4.bの本注釈の注3.b.4及び注3.cに定める条件に準拠していることを確かめるため、品目の詳細を産業安全保障局に提供するものとする。

注4：6A003.b.4.cは、次のいずれかの特性を有する'イメージングカメラ'には適用されない：

- a. 次のすべてに該当するもの：
  - 1. 室内で商用電源に接続して作動するシステム又は機器に部分品として組み込むために特別に設計したカメラであって、次のいずれかの単一の用途に用いるように設計によって制限されたもの：
    - a. 工業プロセスのモニタリング、品質管理又は材料の物性分析；
    - b. 科学研究用に特別に設計した実験装置；
    - c. 医療用装置；
    - d. 金融詐欺検知装置；及び
  - 2. 次のいずれかに組み込まれた場合にのみ作動するもの：
    - a. 本来組み込んで使用することが意図されたところのシステム若しくは装置；又は
    - b. 特別に設計した、認可されたメンテナンス設備；かつ
  - 3. 本来組み込んで使用することが意図されたところのシステム又は装置から取り外された場合には、カメラを強制的に機能しないようにするためのアクティブな機構を組込んでいる

もの；

- b. カメラが、民生用の総重量3トン未満の乗用車又は全長65m以上の乗客用及び車両用フェリーに組み込むために特別に設計されている場合であって、次のすべてに該当するもの：
1. 次のいずれかに組み込まれた場合にのみ作動するもの：
    - a. 本来組み込んで使用することが意図されたところの民生用の乗用車又は乗客用及び車両用フェリー；又は
    - b. 特別に設計した、認可されたメンテナンステスト設備；かつ
  2. 本来組み込んで使用することが意図されたところの民生用の乗用車又は乗客用及び車両用フェリーから取り外された場合には、カメラを強制的に機能しないようにするためのアクティブな機構を組み込んでいるもの；
- c. 760nmを超える波長における最大“放射感度”が10mA/W以下となるように設計によって限定されたものであって、次のすべてに該当するもの：
1. 出力を制限する機構を組み込んだものであって、取り外し又は改造されないように設計したもの；
  2. 出力を制限する機構が取り外された場合にはカメラを機能しないようにするための機構を組み込んだもの；かつ
  3. 水中用に特別に設計又は改造していないもの；又は
- d. 次のすべてに該当するもの：
1. ‘直視型’又は電子画像のディスプレイを内蔵していないもの；
  2. 検出した視野の画像を見ることができるよう出力するための機能を有さないもの；
  3. “フォーカルプレーンアレー”が意図されたカメラに組み込まれた場合にのみ作動するもの；かつ
  4. 意図されたカメラから取り外された場合には永久に作動しないようにするための機構を“フォーカルプレーンアレー”が、有するもの。

注：必要に応じて、上記の注4に定める条件に適合していることを確認するために、品目の詳細を産業安全保障局に請求があり次第、提出されること。

注5：6A003.b.4.cは、水中用に特別に設計又は改造されたイメージングカメラには適用されない。

(xviii) 6A003.b.5

(xix) 6A004.c

(xx) 6A004.d

(xxi) 6A006.a.1

(xxii) 6A006.a.2—“磁力形”…光ポンプ又は核磁気共鳴（陽子／オーバーハウザー）の“技術”を利用した“磁力計”であって、‘感度’（帯域周波数の平方根当たりで表した実効値）が2ピコテスラ未満の（良い）もの；

(xxiii) 6A006.c.1—“磁場勾配計”であって、6A006.a.1又は本付則の6A006.a.2の記述で指定される“磁力計”を2以上用いたもの；

(xxiv) 6A006.d—次のいずれかのための“校正装置”：

(A) 6A006.a.2で指定される磁気センサーであって、光ポンプ又は核磁気共鳴（陽子／オーバーハウザー）“技術”を利用したもののうち、これらのセンサーが、2ピコテスラ未満の（良い）“感度”（帯域周波数の平方根当たりで表した実効値）を実現することを可能にするもの

(B) 6A006.bで指定される水中電場センサー

(C) 6A006.cで指定される“磁場勾配計”であって、これらのセンサーが、3ピコテスラ毎メートル未満の（良い）“感度”（帯域周波数の平方根当たりで表した実効値）を実現することを可能にするもの

(xxv) 6A006.e—6A006.a.1又は本付則の6A006.a.2の記述で指定される“磁力計”を組み込んだ水中電磁受信機

(xxvi) 6A008.d、.h、及び.k

(xxvii) 6B008

(xxviii) 6D001—6A004.c、6A004.d、6A008.d、6A008.h、6A008.k、又は6B008で指定される装置の“開発”又は“製造”のために特別に設計した“ソフトウェア”

(xxix) 6D003.a



(xxx) 6E001

(xxxi) 6E002—本付則で記述される 6A 又は 6B の条項で指定される装置の“製造”に係る General Technology Note の対象となる“技術”

(7) カテゴリー7

(i) 7D002

(ii) 7D003. a

(iii) 7D003. b

(iv) 7D003. c

(v) 7E001

(vi) 7E002

(8) カテゴリー8

(i) 8A001. b to . c

(ii) 8A002. b—8A001. b から . c で指定される潜水艇の航行を自動制御するために特別に設計又は改造したシステムであって、航法データを使用し、かつ、クローズドループサーボ制御方式であるもののうち、次のいずれかに該当するもの：

(A) 水中のあらかじめ定められた点を中心とする半径 10m の水柱内に潜水艇を移動することができるもの；

(B) 水中のあらかじめ定められた点を中心とする半径 10m の水柱内に潜水艇を保持することができるもの；又は

(C) 海底又は海底下にあるケーブルに沿って移動する際に、ケーブルから 10m 以内に潜水艇を保持することができるもの。

(iii) 8A002. h and . j

(iv) 8A002. o. 3

(v) 8A002. p

(vi) 8D001—8A001. b から . c、8A002. b (本付則で記述されるもの)、8A002. h、8A002. j、8A002. o. 3、又は 8A002. p に掲げる装置の“開発”又は“製造”のために特別に設計した“ソフトウェア”

(vii) 8D002

(viii) 8E001—8A001. b から . d、8A002. b (本付則で記述されるもの)、8A002. h、8A002. j、8A002. o. 3、又は 8A002. p で指定される装置の“開発”又は“製造”に係る General Technology Note の対象となる“技術”

(ix) 8E002. a

(9) カテゴリー9

(i) 9A011

(ii) 9B001

(iii) 9D001—9A011、9B001. b、9E003. a. 1、9E003. a. 2 から a. 5 又は 9E003. a. 8 又は 9E003. h で指定される装置又は“技術”の“開発”のために特別に設計された“ソフトウェア”

(iv) 9D002—9A011 又は 9B001. b で指定される装置の“製造”のために特別に設計された“ソフトウェア”

(v) 9D004. a 及び . c

(vi) 9E001

(vii) 9E002

(viii) [Reserved]

(ix) 9E003. a. 1 から a. 5、a. 8

(x) 9E003. h。

## 付則 7 — 極めて機微な品目リスト

**付則 7 の注：**このリスト上の品目がワッセナーアレンジメントの番号付けではなく、ECCN によって特定されているが、品目の記述はワッセナーアレンジメントの極めて機微な品目リスト（これは、ワッセナーアレンジメントの機微な品目リストの一部である）から直接抽出されている。下記でテキストが ECCN を伴っている場合、その極めて機微な品目リストは特定の ECCN に番号分類される品目の一部に限られるか、異なるパラメータを有している。

## (1) カテゴリー1

- (i) 1A002. a. 1
- (ii) 1C001
- (iii) 1C012
- (iv) 1A002. a、1C001、又は 1C012 で指定される装置及び材料の“開発”又は“製造”に係る General Technology Note の対象となる“技術”

## (2) カテゴリー5—パート 1

- (i) 5A001. b. 5
- (ii) 5A001. h
- (iii) 5D001. a—5A001. b. 5 又は 5A001. h で指定される装置、機能又は性能の“開発”又は“製造”のために特別に設計した“ソフトウェア”
- (iv) 5E001. a—5A001. b. 5、5A001. h、又は 5D001. a で指定される装置、機能、性能又は“ソフトウェア”の“開発”又は“製造”に係る General Technology Note の対象となる“技術”

## (3) カテゴリー6

- (i) 6A001. a. 1. b. 1—水中探知装置のために設計したシステム又は送受信アレーであって、動作周波数が 30Hz 以上 2kHz 以下であって、音圧レベル（音源から 1m の距離で音圧が 1  $\mu$  Pa である場合を 0dB としたものをいう）が 210dB を超えるもの
- (ii) 6A001. a. 2. a. 1 から a. 2、a. 3、a. 2. a. 5、又は a. 2. a. 6
- (iii) 6A001. a. 2. b
- (iv) 6A001. a. 2. c—えい航ハイドロホンアレーでリアルタイム用途のために特別に設計した信号処理装置であって、“使用者によるプログラムの書換えが可能なもの”のうち、時間領域又は周波数領域の処理及び相関（高速フーリエ等の変換又は処理を用いたスペクトル分析、デジタルフィルタリング及びビーム成形を含む）を行うことができるもの
- (v) 6A001. a. 2. e
- (vi) 6A001. a. 2. f—海底用又は港湾用ケーブルシステムでリアルタイム用途のために特別に設計した信号処理装置であって、“使用者によるプログラムの書換えが可能なもの”のうち、時間領域又は周波数領域の処理及び相関（高速フーリエ等の変換又は処理を用いたスペクトル分析、デジタルフィルタリング及びビーム成形を含む）を行うことができるもの
- (vii) 6A002. a. 1. c
- (viii) 6B008
- (ix) 6D001—6B008 で指定される装置の“開発”又は“製造”のために特別に設計した“ソフトウェア”
- (x) 6D003. a
- (xi) 6E001—本付則で記述される 6A、6B、又は 6D の条項で指定される装置又は“ソフトウェア”の“開発”に係る General Technology Note の対象となる“技術”
- (xii) 6E002—本付則で記述される 6A 又は 6B の条項で指定される装置の“製造”に係る General Technology Note の対象となる“技術”

## (4) カテゴリー7

- (i) 7D003. a
- (ii) 7D003. b

## (5) カテゴリー8

- (i) 8A001. b
- (ii) 8A001. c. 1
- (iii) 8A002. o. 3. b
- (iv) 8D001—8A001. b、8A001. c. 1、又は 8A002. o. 3. b で指定される装置の”開発”又は”製造”のために特別に設計又は改造した”ソフトウェア”
- (v) 8A001. b、8A001. c. 1、又は 8A002. o. 3. b で指定される装置の”開発”又は”製造”に係る General Technology Note の対象となる”技術”

## (6) カテゴリー9

- (i) 9A011
- (ii) 9D001—9A011、9E003. a. 1、又は 9E003. a. 3. a で指定される装置又は”技術”の”開発”のために特別に設計又は改造した”ソフトウェア”
- (iii) 9D002—9A011 で指定される装置の”製造”のために特別に設計又は改造した”ソフトウェア”
- (iv) 9E001—9A011 又は 9D001 若しくは 9D002 の本付則で指定される装置又は”ソフトウェア”の”開発”に係る General Technology Note の対象となる”技術”
- (v) 9E002—9A011 で指定される装置の”製造”に係る General Technology Note の対象となる”技術”
- (vi) 9E003. a. 1
- (vii) 9E003. a. 3. a